

市では高齢者の方々に独自のサービスを行っています。サービスを上手に利用して、元気で楽しい毎日を過ごしましょう。なお、事業によっては、所得制限、世帯構成などにより利用できない場合もあります。利用方法や不明な点は高齢福祉課(☎ 23-7730)までお尋ねください。

対象者	利用期間・利用料金
65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で次に該当する方 ・要介護認定で「非該当」と認定された方 ・要介護認定の申請をしていない方のうち、上記と同程度の方	週1回、1時間程度 1時間 310円
一時的に養護を必要とする65歳以上の方で次に該当する方 ・虚弱な高齢者（特定高齢者と同程度の方） ・要介護認定者（要支援1～要介護5）	1年につき7日以内 《養護老人ホーム》 利用料+食事代 《特別養護老人ホーム》 利用料+食事代+部屋代
病気やけがなどで一時的に日常生活用具が必要になった65歳以上の方で、要介護認定の申請をしていない方	1～3カ月程度 ・電動ベッド 1カ月 850円 ・エアーマット 1カ月 330円
65歳以上の方で、次に該当する方 ・要介護認定で「非該当」と認定された方 ・要介護認定の申請をしていない方のうち、上記と同程度の方	週2回 1日 400円 (食費、送迎費、教材費などが別途必要)
65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯などの方で、支援を必要とする方	週1回、1時間程度 1回80円
・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で、身体上、慢性疾患があるなど、日常生活で常時注意を要する方 ・65歳以上で一人暮らしの身体障がい者（1級～3級）の方	所得に応じて利用者負担が必要
前年の所得税が世帯全員非課税で次に該当する方 ・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で調理の困難な方 ・上記に準ずる身体障がい者（1級～3級）の方で調理の困難な方	毎日の昼食（お盆、年末年始を除く） ※地域により異なります 《第1段階》 食費 300円 ・左記対象者のうち高齢福祉年金を受けている方または生活保護を受けている方 《第2段階》 食費 390円 ・左記対象者のうち第1段階に該当しない方
住民税非課税世帯で、65歳以上の一人暮らしの方や高齢者世帯の方 ※火災報知器、ガスコンロ用地震感知安全装置は要支援1以上の認定を受けている方	無料
・要介護認定で要支援・要介護の認定を受けた方 ・要介護認定で「非該当」の認定を受けた方 ・要介護認定の申請をしていない方のうち、上記と同程度の方 ※所得税課税額により対象にならない場合があります。	助成金限度額25万円 ※所得税課税額に応じて利用者負担が必要
徘徊のみられる65歳以上の認知症の方（40歳以上の介護保険特定疾病対象者を含む）を介護している方	基本料 1カ月 500円 現場急行料金 60分ごとに1万円
・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯などの方で、身体が虚弱などのため日ごろの寝具を干すことが困難な方 ・上記と同程度の身体障がい者の方	利用者1人につき年12回まで 基本料 1回 500円 ※市民税の課税状況で利用料が異なります。
市内在住の65歳以上の方	無料
ねたきりまたは重度の認知症で、常に介護を必要とする65歳以上の方で、介護認定において要介護3以上であり、常時おむつを使用している高齢者を介護している方	年6,000円（支給額の1割）
介護認定において要介護3以上の認定を受けているねたきりまたは認知症の65歳以上の市内在住高齢者の方を常時在宅で介護している方（介護する方は市内に1年以上在住していることが必要） ※入院・入所（ショートステイ含む）期間が、1カ月のうち8日以上ある場合や、介護保険料などの滞納者は対象になりません。	
65歳以上の方	無料

高齢者のための在宅福祉サービス

事業名	内 容
1 虚弱高齢者ホームヘルパー	ホームヘルパーを派遣し、下記のサービスを行います。 ・食事、入浴、排泄、清拭、洗髪などの介護 ・通院のための付き添い介助 ・調理、洗濯、掃除、買い物などの援助
2 緊急時ショートステイ	家族が冠婚葬祭などで不在のときに、一人にしておくのが心配な高齢者の方を一時的に下記の施設で預かり、宿泊、入浴、食事などのサービスを提供します。 《養護老人ホーム》松風園 《特別養護老人ホーム》ハートフル、ほほえみ福寿の家、あかつき、寿和苑、ハートタウン平成の杜、ゴールドヴィレッジほらど ※利用できる施設は、部屋の空き状況によりご希望に添えないこともあります。
3 日常生活用具のレンタル	病気やけがなどで一時的に日常生活用具が必要になった高齢者の方に、短期間に限り、電動ベッドやエアーマットを貸し出します。
4 生きがい活動支援通所	高齢者の方が集まり、レクリエーションや趣味活動などを行って、1日を楽しく過ごします。 【利用できる施設など】 いちょうの家、すこやかクラブ、武儀老人福祉センター、上之保老人福祉センター
5 コミュニティ・サポート	サポーターを派遣し、簡単な日常生活上のお手伝いをします。 ・寝具類などの大物の洗濯、日干し ・家周りの草刈り、草ひき ・軽微な修繕、修理 ・家の中の整理整頓、清掃など
6 緊急通報システム	急病などの場合に、通報装置またはペンダントの「非常ボタン」を押すと、自動的に消防署に通報されるシステムです。
7 配食サービス	高齢者向けの栄養バランスのとれた弁当（昼食のみ）を自宅まで配達します。安否を確認するため、弁当は手渡しします。
8 日常生活用具の給付	生活に不安がある高齢者の方に、下記の日常生活用具を給付します。 ・電磁調理器、手押し車、火災報知器、ガスコンロ用地震感知安全装置
9 高齢者いきいき住宅改善助成	高齢者の方が自宅で安全に生活できるよう、65歳以上の方の専用居室、浴室、洗面所、台所、便所などの床段差の解消や手すりの取り付けなどの住宅改修費の一部を助成します。
10 徘徊高齢者探索システム	居場所を知らせる機器を貸し出し、高齢者の方が徘徊した場合に居場所を探索して早期発見します。 電話、インターネットで、家族が高齢者の方の居場所を確認することができます。（高齢者世帯などで探索が困難な場合は市へご相談ください。）
11 寝具乾燥消毒サービス	日ごろ寝具を干すことが困難な方に、毎月1回、午前9時ごろに寝具を回収し、乾燥消毒後、午後3時以降にお届けします。
12 高齢者筋力向上トレーニング	トレーニング指導士などによる筋力トレーニングを週2回、3カ月間行います。開催については広報紙でお知らせします。
13 高齢者紙おむつ購入券支給	常時紙おむつを使用している高齢者の方を介護している方の経済的負担を軽減するため、年6万円分の購入券を前期・後期の2回に分けて渡します。広報紙や担当のケアマネジャーを通じてお知らせします。
14 ねたきり高齢者等介護者慰労金	ねたきりの高齢者の方を介護している方に1カ月5,000円の慰労金を支給します。4月～9月分を12月に、10月～3月分を6月に支給します。
15 地域包括支援センター	来所、電話、訪問などで、介護の相談やアドバイスを行います。 【富野を除く旧関地区】中央地域包括支援センター（☎ 25-2988） 【富野地区、武儀・上之保事務所管内】東地域包括支援センター（☎ 49-2122） 【洞戸・板取・武芸川事務所管内】西地域包括支援センター（☎ 0581-58-2711）